

「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」事業をお考えの方へ

1 人員に関する配置基準

職 種	資格要件	配置基準
管理者	なし	常勤専従の者1人
オペレーター	看護師、介護福祉士、医師、保健師、准看護師、社会福祉士、介護支援専門員（注①）	<ul style="list-style-type: none"> ・提供時間帯を通じて専従で1以上 ・うち1人以上は常勤 ・事業所に常駐する必要はなく、定期巡回サービスに同行し、地域を巡回しながら利用者からの通報に対応することも可 ・利用者の処遇に支障がなければ定期巡回サービス等に従事可 ・午後6時から午前8時までの間は、随時対応サービスに支障がなければ、随時訪問サービスに従事可
訪問介護員等 （定期巡回サービス）		<ul style="list-style-type: none"> ・交通事情、訪問頻度を勘案し、利用者に適切に定期巡回サービスを提供するために必要な数以上
訪問介護員等 （随時訪問サービス）	介護福祉士 介護職員実務者研修課程修了者 介護職員初任者研修課程修了者（旧介護職員基礎研修課程修了者、旧訪問介護員養成研修1級課程修了者、旧訪問介護員養成研修2級課程修了者、実務者研修修了者、看護師、准看護師、保健師及び助産師を含む）	<ul style="list-style-type: none"> ・提供時間帯を通じて専従で、随時訪問サービスの提供に当たる訪問介護員等が1以上確保されるために必要な数以上 ・定期巡回サービス等に従事可 ・午後6時から午前8時までの間は、オペレーターが随時訪問サービスに従事する場合であって、随時訪問サービスに支障がなければ、随時訪問サービスを行う訪問介護員等を置かないことができる。
看護職員等 （訪問看護サービス） ※一体型事業所のみ	保健師、看護師又は <u>准看護師</u> ※ ※減算あり	<ul style="list-style-type: none"> ・常勤換算方法で2.5人以上 ・うち1人以上は、常勤の保健師又は看護師 ・うち1人以上は、提供時間帯を通じて連絡体制が確保された者であること
	理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士	実情に応じた適當数 （配置しないことも可能）
計画作成責任者	当該従業者のうち、看護師、介護福祉士、医師、保健師、准看護師、社会福祉士又は介護支援専門員から1人以上を選任しなければならない。 （オペレーター要件として認められているサービス提供責任者として3年以上従事した者については当該資格を有しない場合、認められない。）	
<p>【注】①当該オペレーターがオペレーターとして勤務する時間以外の時間帯において、当該オペレーター又は指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の看護師等との緊密な連携を確保することにより、利用者からの通報に適切に対応できると認められる場合は、サービス提供責任者として3年以上従事した者をオペレーターとして充てることができます。</p> <p>②「専従」とは、原則として当該事業における勤務時間帯を通じて当該サービス以外の職務に従事しないことをいいます。</p> <p>③「常勤」とは、当該事業所における勤務時間が、当該事業所において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間（32時間を下回る場合は32時間を基本）に達していることをいいます。</p>		

2 設備に関する基準及び配慮事項

設 備	基 準	配 慮 事 項
事務室	<p>事業の運営のために必要な面積を有する専用の事務室を設けることが望ましいが、間仕切りするなど他の事業の用に供するものと明確に区分される場合は、他の事業と同一の事務室であっても差し支えない。</p> <p>(区画が明確に特定されていること。)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・利用申し込みの受付、相談等に対応するのに適切なスペースを確保するものとする。 ・必要な設備・備品等を確保すること。特に手指を洗浄するための設備等感染症予防に必要な設備等に配慮すること。
備えるべき機器等	<p>①利用者の心身の状況等の情報を蓄積することができる機器等</p> <p>②随時適切に利用者からの通報を受けることができる通信機器等</p>	<p>①オペレーターが所有する端末から常時利用者の情報にアクセスできる体制が確保されていれば、必ずしも当該事業所において機器等を保有する必要はない。</p> <p>(オペレーターが所有する紙媒体での利用者のケース記録等が日々の申し送り等により随時更新され当該事業所において一元的に管理されていること等も含まれる。)</p> <p>②必ずしも当該事業所に設置されている必要はなく、地域を巡回するオペレーターが携帯することもできること。通報を受ける機器としては、携帯電話等であっても差し支えないこと。</p>
ケアコール端末	<p>利用者には、当該利用者が援助を必要とする状態となったときに適切にオペレーションセンターに通報できるよう、利用者に対し、通信のための端末機器を配布しなければならない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者が援助を必要とする状態となったときにボタンを押すなどにより、簡単にオペレーションセンターに通報できるものでなければならない。ただし、利用者の心身の状況によっては、利用者所有の家庭用電話や携帯電話により随時の通報を行わせることも差し支えない。 ・オペレーターに対する発信機能のみならず、オペレーターからの通報を受信する機能を有するものや、テレビ電話等の利用者とオペレーターが画面上でお互いの状況を確認し合いながら対話できるもの等を活用し、利用者の在宅生活の安心感の向上に資するものであることが望ましい。